



「実行可能」な安全保障の再構築

2013年4月5日

公益社団法人 経済同友会

目 次

はじめに	2
1 . 現状の基本認識.....	3
(1) 国際情勢の不安定化　新興国の台頭	3
(2) 日本を取り巻く地政学的環境の変化	3
(3) 日本の安全保障の現状と問題点	3
2 . 日本の繁栄・成長の基盤としての安全保障体制の再構築を.....	4
(1) 安全保障体制再構築の基本方針	4
(2) 我々が考える日本の安全保障が目指すべき姿	5
3 . 自助努力と主体性に基づく、日本の安全保障政策・体制の構築.....	6
(1) 国家安全保障会議の設置と情報収集・分析機能の一元化	6
(2) 緊急事態基本法の制定と危機対応体制の確立	6
(3) 日本の領域外における安全確保、国民の保護に関わる検討	7
邦人保護体制の強化に向けた実効性ある検討を	7
情報ネットワークの強化、人材の拡充	7
(4) 集団的自衛権行使に関わる解釈の変更	8
(5) 武器輸出三原則の緩和拡大	8
(6) 国連部隊の一員として責任ある役割の担保	9
(7) 安全保障政策としての情報・通信政策	9
4 . 経済基盤の安全確保に向けた施策：経営者の視点から	10
(1) 日本の経済基盤の維持に必要な安全保障に関して	10
エネルギー・資源安全保障に関する考え方	10
食料安全保障に関する考え方	10
(2) ライフラインとしてのシーレーンの安全確保に向けて	11
沿岸警備体制の強化	11
アジア太平洋地域を中心とした多国間連携	11
(3) 多国間の経済関係、対話チャンネルの構築と情報発信	11
5 . アジア太平洋地域における平和構築に向けた日本の役割：重層的多国間関係の構築と 日米同盟の強化.....	12
(1) アジア太平洋地域における重層的多国間関係の構築	12
(2) アジア太平洋地域における安定の礎としての日米同盟の強化	12
6 . 節度ある防衛力整備.....	13
7 . 「人間の安全保障」のための日本のコミットメント	14
8 . おわりに	15

はじめに

経済のグローバル化の進展に伴い、国境を跨ぐサプライチェーンが益々複雑に錯綜し、物や情報、サービスなどの取引はボーダーレスに広がっています。このような中、安全保障とは、日本が各国と共に発展していくための基盤と言えるでしょう。その一方で、日本の安全保障に関わる現場を拝見し、専門家のお話を伺うと、こうした認識と共に「日本の安全保障はこのままで良いのか」という危機感を抱かざるを得ません。

この度の提言「『実行可能』な安全保障の再構築」は、こうした危機感に基づいて、企業経営者の視点から取りまとめたものですが、それにあたっては、次の点を念頭に置き、議論を重ねて参りました。

まず、自らの努力で安全を確保する、自助努力による自衛が安全保障の基本であるということ。この姿勢なくしては、同盟も国際協力も成立しません。しかしながら、日本の場合は、この基本を全うするためには、政治判断によって改めるべきを改め、体制整備を進めなければならない課題が多く積み残されています。また、こうして憲法の枠内で「実行可能」な部分から自助努力のための体制を進めると同時に、国連憲章や国際法など、国際社会が共有する規範に準拠した、節度と歯止めをも備えるべきと考えました。

また、これまでの日本では、平和憲法、専守防衛といった基本理念を重視するあまり、ともすれば備えるべき危機を事前に想定することすら困難であり、非難の対象になりかねない風潮があったように思われます。また、特に自衛隊等の活動を巡っては、「何をどう守るべきか」という本質論よりも、過去の憲法解釈、政府見解との齟齬なくできることは何か、という観点が先行し、結果として、現実的な実効性を欠く体制が作られてきたのではないのでしょうか。

アルジェリアで発生した痛ましいテロ事件の例を引くまでもなく、いつ、どこでどのような危機が発生するか、予測することは今後一層困難になるでしょう。こうした中、平時においてこそ、最悪の事態をも含む危機を想定し、必要な備えを行うことが急務と思います。

なお、ここでわれわれが提言しているような、自らの安全確保や危機管理に関する体制整備は、国際的に見て国家として当然の備えと受け止められるものであり、近隣各国や国際社会に徒に疑念を抱かせるようなものではないと確信しております。

そして最後に、日本経済の基盤として安全保障を考える企業経営者の立場から、日本はまず、各国との相互理解・協力の増進と「人間の安全保障」へのコミットメントを示すべきと考えます。自らの安全確保に加え、地域や世界の平和と繁栄に貢献することを、安全保障政策の根幹に据えていただきたいと切に願うものです。

折しも、新政権の下で、従来先送りされてきた安全保障政策上の課題が議論の俎上に載せられており、本提言のいくつかについても、早期実現に向けた動きが生まれつつあります。国家の根幹をなす安全保障については、党利党略を超えた本質論を起点に、国民的な議論と国際情勢への熟慮を踏まえて、継続性・一貫性をもって、政治がその任を果たすことを期待します。

最後に、当委員会の活動に惜しみないご協力をいただいた有識者の方々、そして副委員長、委員の皆様に心より御礼を申し上げます。

安全保障委員会委員長
加 瀬 豊

1. 現状の基本認識

(1) 国際情勢の不安定化と新興国の台頭

冷戦終結から20年が経過してなお、国家や民族間の紛争、内戦、テロ等が止まず、平和が実現していないのが世界の現実である。加えて、財政面で問題を抱える欧米先進国の動向を背景に、BRICsを筆頭とする新興国の経済力・発言力が一層高まり、国際的な合意形成が困難になる事態が生じている。このようにいわゆる「Gゼロ」¹化を背景に、国際情勢は不安定化し、その先行きの予見は益々困難になっている。

また、世界人口の増大と新興国・途上国の成長に伴い、エネルギー、食料、水といった資源を巡る競争が激しくなり、国家間の緊張が高まるとの見通しがある。増大するサイバー攻撃、テロの拡散、統制不能なソーシャルメディアを通じた世論の高まり等、従来、安全保障の文脈ではとらえられていなかったような、新たなリスクや不確定要素が増大している。

(2) 日本を取り巻く地政学的環境の変化

アジアにおいては、未だ不確実性を抱える国が残ることに加え、海洋を主な舞台として、領土や権益を巡る問題、ナショナリズムの顕在化による緊張が高まっている。

こうした中、米国は、国防戦略の基軸をアジア太平洋地域にシフトする姿勢を打ち出し、同地域における装備・兵力の増強や、同盟国との協力強化を進めている。米軍の前方展開も、従来の北東アジアに重心を置く形から、西太平洋とインド洋の双方を動的に管轄する方向へと変化し、活動の舞台を拡大しつつある。

こうした環境の変化に伴い、アジア太平洋地域の主要国として、また米国の同盟国として、日本に期待される役割や、その安全保障の前提が、改めて問い直されている。

(3) 日本の安全保障の現状と問題点

国民経済の基盤を世界各国との通商に求める日本にとって、自らの繁栄の基盤である地域の平和と安定を、各国との協調と平和的努力を通じて実現することが最も重要である。

しかしながら、近年の国際情勢・地域情勢の変化に伴い、そうした目的を追求する上で、最悪の事態をも含む様々なリスクを想定し、必要な備えを行うことの

¹ 「Gゼロ」とは、西側や米国の指導力が相対的に低下し、新興国も自国内問題が優先のため、国際政治が「指導者不在」になりつつある状況を表現した国際政治アナリストのイアン・ブレマー氏の言葉。「G7」や「G20」と対照しても使われる。

必要性が高まっている。こうした変化に対応していくことが、日本にとって急務であろう。

その際、問題になるのは、わが国では、憲法や「専守防衛」など独自の安全保障概念による制約もあり、国際情勢や世界における日本の立場の変化を反映した、現実に即した安全保障論議が行われてこなかったという点である。

この背景として、日米安全保障体制という強力な「盾」の存在とともに、安全保障政策が党派間の対立軸の一つに位置づけられ、超党派的・国民的合意が成り立たなかったことが挙げられる。

こうした環境下において、わが国においては、現実的な危機シナリオを予め想定し、複数の対策・選択肢を検討し、必要な備え・体制を整えるという、安全保障の基本を実践することも容易ではなかった。法整備を進める上でも、様々な危機、災害、国際的な要請等を受けた事後的な対応に終始し、過去の憲法解釈や政府方針との整合性を前提に、「どこまでならできるか」という発想で進められた。結果、わが国の安全保障体制は、現実の運用を想定した際、「現場」での迅速かつ的確な判断・行動を担保するような体制とは言い難い形にとどまっている。

戦後 60 年余を経て、日本は各国との相互依存関係を世界中に拡大し、その人材や資本、資産、権益もあらゆる地域に広がっている。いわば、日本の国益²は、日本固有の領土・領海と国民の安全のみではなく、地域、世界の安定と分かちがたく結びついているのであり、この流れはグローバル化の中で、一層進展していくことだろう。

2 . 日本の繁栄・成長の基盤としての安全保障体制の再構築を

(1) 安全保障体制再構築の基本方針

国際情勢、地域情勢の不確実性とリスクの多様化という現実を前に、わが国がその責任、すなわち、日本の国益に対する責任、その基盤となる世界・地域の平和と繁栄に対する責任、そして米国の同盟国としての責任を果たすためには、わが国の安全保障体制の刷新に今すぐ取り組むことが不可欠である。

具体的には、まず、憲法の規定と国民的な合意に基づき、現在のわが国にとって「自衛」とは何を意味するのか、「自助努力」として自ら責任を持つべきこと、なすべきことは何かを明確に定義すべきである。その上で、さまざまな危機、リスクに対応する上での、同盟国・友好国との連携、協力のあり方を確立していく

² 国益の定義：ここで言う国益は、広い意味で以下のものを含む。

狭義の「国益」(領土、国民の安全・財産、経済基盤、独立国としての尊厳)

広義の「国益」(在外における資産、人の安全)

日本の繁栄と安定の基盤を為す地域と国際社会の秩序(民主主義、人権の尊重、法治、自由主義、ルールに則った自由貿易)

ことが必要である。

また、従来の政府解釈、安全保障に関する様々な原則、それ自体を目的視することなく、「何をどう守るのか」という本質論に立ち、平時においてこそ、さまざまな危機に対応するための体制整備を進めるべきである。

その際に重要なことは、主に自衛隊の行動に関し、「何を、どこまで行うことができるか」という発想では、予見性が低く迅速かつ柔軟な判断を求められる安全保障の「現場」において、運用上の困難をもたらすことを認識することである。「行ってはならないこと」や判断の原則を提示する「ネガティブ・リスト型」の発想と事後的なチェック機能を備えた体制整備が不可欠と考える。³

これら基本方針は、いふなれば、国連憲章や国際法等、各国が共有・合意する規範に則り、現実的に機能しうる安全保障体制の構築を目指すことに他ならない。また、こうした基本方針や原則を同盟国・友好国にも明確に説明し、信頼醸成に努めることも重要である。

(2) 我々が考える日本の安全保障が目指すべき姿

こうした方向性に則って、日本の安全保障体制の刷新を求めるにあたり、我々が念頭に置く目指すべき姿、または「自助努力」の範囲とは以下のようなものである。

まず、「国権の発動たる戦争と、国際紛争を解決する手段としての武力行使」は改めて否定し、自衛と地域安全保障、国際貢献への参画を目的とする防衛力と外交力による安全保障を貫く。

国民の安全・財産、主権や国土の安全等の国益の保護、何らかの攻撃に対する自衛は、自ら責任を持って対応することを基本とする。そのために、国内外におけるテロや大規模災害、周辺地域における有事等、さまざまなリスクに対して、平時からの想定と備えを怠らず、複層的・多段階に応じた選択肢を用意するとともに、必要な法制度・体制を構築する。

日米同盟を日本の安全保障の基軸、アジア太平洋地域における公共財と位置付け、その維持・深化に取り組む。具体的には、政治・経済・安全保障のあらゆる側面で、日米関係の活性化・強化を図る。特に、安全保障面では、日本の主体的な防衛努力を前提に、アジア太平洋地域における役割についても、柔軟性、戦略性をもって米国との連携を確立する。

地域における不確実性に対応するため、近隣諸国や米国の他の同盟国との安全保障対話と協働に取り組む。地域紛争の解決、紛争地域の平和維持を目指す国連を中心とする平和維持活動に対しては、国際規範に則った一定のルールに基づき、積極的に貢献する。

³ 英米独仏の軍隊の行動規定は、禁止事項(ネガティブ・リスト)以外は「原則無制限」である。これに対し、日本の自衛隊法は、自衛隊の行動をポジティブ・リスト型で規定している。

3．自助努力と主体性に基づく、日本の安全保障政策・体制の構築

(1) 国家安全保障会議の設置と情報収集・分析機能の一元化

一国の安全保障に関わる課題が多様化し、それらの相互関連性が高まる中、政府が即時適切な意思決定を行うためには、多岐にわたる情報の集約と、複数省庁間の調整・連携が一層不可欠になる。

こうした中、第二次安倍政権の下で、外交・安全保障に関わる司令塔として、国家安全保障会議(National Security Council)⁴の設置が検討されていることを歓迎し、その早期実現を求める。

国家安全保障会議に期待される機能のうち、特に、国内外の多様なチャネルを通じた情報収集・分析機能の強化と情報ネットワークの構築は最重要課題の一つである。同会議の下、平時から、複数省庁や個別政府関係機関、官民の壁を超えた情報共有体制を整備するとともに、米国をはじめ、価値観を共有する各国とも緊密な連携体制を構築すべきである。

(2) 緊急事態基本法の制定と危機対応体制の確立

東日本大震災の例を顧みるまでもなく、緊急事態は明日にも発生し得るものである。また、自然災害から事故、テロ、有事に至る様々な事態に対し、それぞれに応じた迅速かつ適切な判断・対応が求められることから、危機の性質や段階に応じてリスク・シナリオを想定し、予め、必要な体制整備を行うことが不可欠である。

危機対応においては、政府及び地方自治体、関係各省庁の関係において、「平時」の所管や権限、法体系を超えた対応も必要となりうる。そのため、危機の段階に応じた権限移譲や連携のあり方についても、法体系の中に明確に位置付けることを求めたい。

具体的には、首相を長とする意思決定の迅速化と現場指揮権の明確化を通じ、国民の生命・財産の保護を達成するため、2004年の自公民三党合意を踏襲し、早期に緊急事態基本法を制定すべきである。⁵

さらに、防衛省と他省庁、自治体との連携を円滑に行う観点からは、そうした緊急事態法制に則って、具体的な運用手順・手続きを整備することを急がねばならない。例えば、有事に際して、空港、港湾、道路、電波・通信など公共施設を

⁴ 第一次安倍内閣の下で取りまとめられた「国家安全保障にかかわる官邸機能強化会議報告書」(2007年2月27日)では、国家安全保障会議の機能について、外交・安全保障の重要事項に関する基本方針、複数の省庁の所掌に属する重要な外交・安全保障政策、外交・安全保障上の重大事態への対処に関する基本方針、と定義している。

⁵ 2003年、武力攻撃緊急事態関連3法の成立により、部分的ではあるが有事法制が整備され、翌2004年には、それら個別法を統括する緊急事態基本法の制定につき自公民3党の合意がなされたものの、国民の権利の制限や、国会の事後承認等の論点を巡り合意ができず、同法は未だ成立に至っていない。

防衛目的で利用するような場合、予め、指示・訓令体制や利用計画の整備、訓練がなされていないければ、危機管理体制は現実的に機能するものとなり得ない。

こうした緊急事態に際しての連携が求められるのは、各省庁間だけではない。さまざまな事態において、土地、船舶、航空機、車両、その他施設や関連する人員など、民間からの協力が必要となる事態も想定されるだろう。この点についても、民間からの協力が必要とされる事態や協力範囲、強制力のあり方や万が一の場合の補償等、幅広い視点で、平時においてこそ、官民の間で合意を形成し、そのような連携を円滑化、強化しうる仕組み作りに取り組むことが肝要ではないか。

(3) 日本の領域外における安全確保、国民の保護に関わる検討

邦人保護体制の強化に向けた実効性ある検討を

企業活動のグローバル化に代表されるように、国民の安全・財産は、日本の領域内のみにとどまるものではない。自ら選択して海外に出る以上、安全確保のための方策を自ら講じることは、個人・企業の別を問わず当然の責任であろう。その一方、非常事において、国民の安全や権利を守ることは、国家の究極的な責任であると考ええる。

国外での非常事態に際して、自国民の保護・退避に当たる上では、外交努力を通じた当該国との連携、友好国との協力、自ら有する装備・能力の活用等、複数の選択肢の中から、個々の事態・情勢に応じて、迅速に最適な方策を選択することが求められる。

このような中、海外における自国民保護体制の強化を進める上では、緊急時において柔軟かつ迅速な選択が可能となるよう、まずは本質的な問題に真摯に向き合うことが不可欠と考える。

具体的には、自衛隊の活動の範囲に関する個別具体的な議論に先立って、まず、日本の領域外における国民の保護を、国としての自衛の対象と見なすか否か、その姿勢を明確にすることを求めたい。⁶ その上で、そうした判断を起点に、国際的に共有される規範や外交手続きに則り、真に実効性ある対策が講じられるよう、体制整備が進められることを期待する。

情報ネットワークの強化、人材の拡充を

また、治安・安全情報の確保や危機対応の面で、省庁・政府関係機関間の、そして官民の連携が極めて重要と考える。現地事情の把握や情報ネットワークの開拓、危機に際しての対処体制の構築等を目的に、国内外の双方において、平時からの連携・協力体制を強化することを求めたい。

その一環として、時代と共に変化する安全保障上のニーズへの対応、特に安全確保が困難な地域に関する情報収集のため、防衛駐在官の拡充に向けて、人材育

⁶ 自国軍隊による在外自国民保護活動について、諸外国は、国連憲章第 51 条に基づく自衛権、国連憲章等国際法が禁じてはいないこと、のいずれかを国際法上の正当性の根拠としている。

成、派遣の枠組みの見直し等に着手することも必要ではないか。⁷ 併せて、裾野の広い情報収集・人脈構築の観点から、国家安全保障会議の下に、情報共有・危機管理に関わる関係省庁・民間合同の常設委員会を設置することや、在外経験を豊富に有する民間人、専門家を登用することも有効と考える。

(4) 集団的自衛権行使に関わる解釈の変更

自衛権とは、国連憲章上、個別的・集団的の別を問わず国家の「固有の権利」と位置付けられているが、わが国においては、個別的・集団的自衛権を峻別し、後者の保有を認めつつも、集団的自衛権の行使は「わが国を防衛するための必要最小限度の範囲」の自衛権行使の範囲を超えるもの、との政府見解に立脚し、安全保障政策が議論されてきた。

同時に、個別的自衛権との対比で集団的自衛権を過度に危険視し、直接的な実力行使を伴わない形の安全保障協力にも著しい制約を課し、現実から乖離した議論が続けられてきたことは否定できない。

わが国が、独自の防衛力のみによることなく、日米同盟と友好国との国際協調を通じた平和の実現を志向する以上、この制約を解かない限り、柔軟性と実効性ある安全保障協力はもはや不可能であろう。

政治的決断によって政府解釈を変更し、集団的自衛権行使を認めるべきである。同時に、自衛権行使は政府の政治判断に基づくものであることから、実際の行使にあたっての原則や手続き、特にシビリアン・コントロールの観点から、国会の関与のあり方については、明確に法制化することが必要である。

(5) 武器輸出三原則の緩和拡大

2011年12月の武器輸出三原則見直しにより、国際共同開発・共同生産への参加と人道目的での装備品供与が解禁されたことを踏まえ、今後一層の緩和に向けた方向性が示されつつある。

本来、武器や関連技術の供与は、安全保障戦略の一環として検討されるべきものであり、そうした観点からの三原則の見直しは時宜を得た取り組みであろう。また、三原則の緩和は、高性能地雷探知機や、荒海での離着陸能力の高い水陸両用機など、人道的活動にも有益な日本のハイテク製品の供与・輸出や、自衛隊が平和維持活動で使用した建設機械の相手国への提供など、日本の国際貢献の幅を広げることにもつながる。

法の支配、民主主義、自由主義経済といった価値観を共有する国に限り目的条件を緩和するなど、一定の歯止めを設けつつ、一層の緩和を進める方向性を検討することが望ましい。

⁷ 防衛駐在官の派遣に際しては、防衛省から外務省に事務官等の定員を振り替え、当該定員に自衛官を配する形を取っている。総人件費改革に関わる議論の下、事務官等定員の新規純増は困難であり、これに伴って、このような定員枠を活用する防衛駐在官の派遣についても純増は困難と見なされている。

また、武器輸出三原則の緩和拡大は、先端技術の開発が著しい防衛分野において、日本の防衛力の技術基盤を強化し、それを支える中小を含む企業の存続や技術革新につながることから、日本の防衛力ひいては経済力の向上にも寄与すると考える。

(6) 国連部隊の一員として責任ある役割の担保

国際連合の原則に則った国際平和維持・協力活動への参加にあたっては、自衛隊が、国連の指揮下において、多国間チームの一員としての規範に即して行動できるよう、法整備を行うべきである。

国民的な議論に則り、自衛隊の活動の軸足を病院建設や水道整備などの平和協力活動に置くことは適切であるが、そのような活動に際しても、自らの警護や活動地域の治安維持を他国部隊のみに依存するのは、国際規範に即しているとは言えない。

そのため、自衛隊の海外派遣基準や活動領域に関する原則を恒久法で定め、迅速な判断・派遣を可能にすべきである。加えて、自身の生命・安全の確保と、民間人や他国部隊の保護を目的に、国際平和維持・協力活動における武器使用基準も見直し、国連の規程に合わせる形で緩和すべきである。

(7) 安全保障政策としての情報・通信政策

情報・通信技術は、現代社会のあらゆる面で、基盤的なインフラとして普及しており、安全保障の観点からその保護、活用を図ることが重要である。にも関わらず、わが国においては、サイバー「犯罪」という側面に視野が限定され、国家戦略、安全保障戦略上の意義やリスクについての認識が不十分であったように思われる。

そのため、安全保障に関する情報収集・分析とともに、サイバー・セキュリティに関する責任と権限をも国家安全保障会議の下に一元化し、対応機能の強化を図るべきである。

また、広範に及ぶわが国の領土、領海、排他的経済水域を効果的にカバーするためには、独自の情報収集システムの構築と機能の増強のみならず、同盟国との協力も必要となるだろう。

そうした観点から、特に同盟国との信頼関係を担保するため、情報の管理・保全についても、漏えい時の罰則規定強化を含む体制を整備することが急務である。

4 . 経済基盤の安全確保に向けた施策：経営者の視点から

(1) 日本の経済基盤の維持に必要な安全保障に関して

エネルギー・資源安全保障に関する考え方

エネルギー資源のほぼ全量を輸入に頼る日本にとって、その安定的な確保は持続的な経済成長の基盤であり、死活的な重要性を持つ。

国際情勢の変化に伴うエネルギーの安定確保リスクを低減するためには、エネルギー政策を安全保障政策の一環としてとらえ、一次エネルギーの種類多様化と、その輸入元多様化等の施策を、計画的に実施していくことが必要である。

また、万が一の輸入途絶やエネルギー価格暴騰等のリスクに備える上では、エネルギー自給率の向上という観点も重要である。そのため、基本的には、本会が主張してきた「縮原発」⁸の方向性を踏まえつつ、安定的なエネルギー源として、原子力発電を維持していくことは、安全保障上も極めて重要な意味を持つと言える。

また、この問題は、日本の安全保障のみに関わる問題ではない。日本は、長く、模範的な形で原子力の平和利用に取り組んでおり、その技術力に対する信頼、期待も大きい。それゆえに、エネルギー政策に関する日本の決定は、日本の原子力技術の導入・活用を望む諸外国の安全保障政策や、核不拡散を含む国際的な体制にも大きな影響を及ぼすことを認識し、中長期的な視点に立って慎重に政策判断をすべきである。

食料安全保障に関する考え方

国民の生命を支える食料の安全保障については、自由貿易の推進と国内農業の強化・高度化を両輪と捉え、わが国の戦略的な選択肢を拡大する方向で推進すべきである。

日本は、現在でも高品質の農産物を世界に輸出しており、単位面積当たりの収穫量も決して外国にひけを取らない水準にある。保護により高価格を維持する代わりに、猶予期間を取りながらの自由化と並行して、農業改革を推進し、国際競争力のある産業に変革することが必要である。

それによって、農業を輸出力のある産業へと育成し、供給力を高めれば、弾力的な運用が可能になる。

このように、基礎的な自給能力を強化しつつ、近隣・有効諸国との相互依存関係を元に、調達の実績を拡大することは、その他の資源についても必

⁸ 2011年7月15日の経済同友会夏季セミナー東北アピール2011に示す「縮原発」の考え方は以下の通り。「中長期には、老朽原発を廃炉する『縮・原発』の方向性が望ましいが、原発全廃で技術を絶やすのではなく、安全性の高い原発実用化により世界に貢献する。国内では、再生可能エネルギー、原発、省エネルギーの技術開発を進めながら、発電比率を見直していく。」

要な発想と言えるだろう。

(2) ライフラインとしてのシーレーンの安全確保に向けて

沿岸警備体制の強化

海上輸送への依存度の高い通商国家・日本にとって、ライフラインとしての海上交通路（シーレーン）の安全確保の重要性がますます高まっている。国際法上認められた「航行の自由」が脅かされることのないよう、同盟国や、国際法の順守を国是とする国々との協力を前提に、わが国としても体制強化を図らなければならない。

各国の沿岸警備能力の増強傾向等に応ずる形で、海上保安庁の能力の質・量両面での充実を図ることが必要である。

このことは、日本周辺海域の警備という観点だけではなく、領海・経済水域内の水産・海底資源の保全にも意義が大きいと考える。

アジア太平洋地域を中心とした多国間連携

自由で安全な海上輸送網の確保は、成長を続けるアジア太平洋諸国にとっても極めて重要であり、いわば各国の共通利益と言えるだろう。こうした利害や価値観を共有する各国との間で、共同訓練・演習を含む協力を行っていくことを念頭に、海上自衛隊の能力についても、同様に質・量の充実や、部隊配置や運用の柔軟化を図ることが必要である。

こうしたハード面での備えと並行して、すべてのアジア太平洋諸国が参画する形で、信頼醸成や公正なルール策定を推進すべく、わが国のイニシアティブを発揮するべきである。

また、公海における海賊対策や、海上往来に危険を及ぼす機雷の除去等にも、日本が主体的に貢献することが求められている。

(3) 多国間の経済関係、対話チャネルの構築と情報発信

以上のような個別の取り組みに加え、日本の国益の基盤となるアジア太平洋地域の平和構築に向けて、各国との間に、良好かつ親密な互恵的経済関係を築くことは、平時における最大の安全保障と言える。

また、その土台として、わが国の立場や主張に対する国際的な理解を醸成し、友好国とのネットワークを強化するため、より積極的に、タイムリーに情報発信を行うことに注力すべきである。

併せて、リスクの顕在化や拡大を予防する観点から、各国との建設的なエンゲージメントを強化することが重要である。具体的には、経済活動に加えて、政治、安全保障、学界、市民セクター等、幅広い分野において、重層的な対話チャネルを構築することにより、誤解や不信感の発生を防ぎ、決定的な対立を回避するための努力が必要と考える。

我々企業経営者としても、かかる意識と意図を持って交流の一端を担い、深めていくことに注力して行きたい。

5. アジア太平洋地域における平和構築に向けた日本の役割：重層的多国間関係の構築と日米同盟の強化

ここまで、日本の防衛政策・制度と経済基盤という二つの面から、安全保障政策のあり方を論じてきたが、その前提となるのは、アジア太平洋地域の平和と安全に関わる公共財としての日米同盟の存在である。

日米同盟の有効性をより一層活かし、地域の平和と安全の実現に貢献する観点から、日本はより主体的な役割を果たしていくべきである。

(1) アジア太平洋地域における重層的多国間関係の構築

重層的な多国間関係の構築・拡大は、地域の平和と安定、経済成長にとって極めて重要である。こうした観点から、わが国は、安全保障分野において、民主主義、自由主義経済、法の支配といった共通の価値観を持つ国との同盟、協力関係の一層の維持・拡大を促進すべきである。

また、日本は、日中韓、APEC、EAS（東アジア首脳会議）等、多層的な国際枠組みに関与し、政治体制を異にする国との間にも協力関係を構築している。こうした安全保障以外の分野においても、引き続きイニシアティブを発揮していくべきである。特に、地域における存在感、影響力を高める中国に対しては、相互の利害や立場の違いは認めつつ主体的に関与し、「戦略的互惠関係」を維持・発展させる努力を継続すべきである。そのため、両国関係に関する共通理解を醸成し、緊密な情報・意見交換を可能とするような人的チャネルの拡充を図ることが必要である。さらに、海賊対策、地球温暖化対策等、共通の課題に対する相互協力・連携を糸口に、ともに「責任ある大国」として地域の平和と安定に寄与すべく、働きかけていくべきである。

(2) アジア太平洋地域における安定の礎としての日米同盟の強化

わが国の防衛、並びにアジア太平洋地域の安全保障にとって、日本がより主体的かつ双務的な役割を果たし、日米同盟を強化していくことが極めて重要である。それは純軍事的な手段に限定されるものではなく、間接的な米軍支援を含め、柔軟性に富んだ同盟関係の構築を検討すべきである。

日米双方に財政制約がある中で、費用対効果の高い防衛体制を確立し、機動的で柔軟な防衛力の展開により、同盟の抑止力を高めることが求められている。

相互連携能力の向上による日米同盟の強化

東日本大震災の際の“ Operation Tomodachi ”によって、災害時の救助・復旧活動における日米協力の可能性が示唆された。

わが国のみならず、地域における様々な緊急事態に対応していくこと、また有事における日米同盟の実効性を高めることを念頭に、日米の部隊間連携力の強化、すなわち、相互運用性・能力・即応性(interoperability)の向上を図ることが必要である。

既に、陸上自衛隊と米海兵隊との共同訓練が実施されるなど、そうした方向性が示されつつあるが、海・空・陸のそれぞれにおいても、また海上保安庁や警察等、関連する諸機関も関与する形で、米国との共同訓練や演習、情報交換を図り、相互連携能力を向上させるべきである。

このことは、米軍の経験、ノウハウからの学習を通じて、日本の自主防衛力や災害対応能力を高める意味でも意義が大きい。

なお相互連携の一環として、自衛隊と米軍による日本国内の基地の共同使用が既に進められている。これを一層進めることで、財政制約が高まる中での防衛体制の効率化も図ることができる。

アジア太平洋地域における米国及び各国への側面支援

米国のアジア太平洋地域におけるプレゼンスを高め、その活動を円滑化する観点から、外交的な手段の活用も念頭に、日本が提供できる側面支援の方策を柔軟に検討すべきである。

特に、日本が離島防衛、海洋安全保障の観点から、監視・情報収集能力を向上させることは、米軍の展開に対する側面支援としても意義が大きいだろう。また、地域における米国の同盟国ネットワークの強化という観点からは、日本が主体的に各国との経済的な互惠関係強化を進めることの意義は大きい。海上保安庁の巡視船等、装備品の譲渡、港湾施設等の整備に対する援助等を通じ、それら諸国の能力向上、環境整備を図ることも前向きに検討すべきではないか。

6 . 節度ある防衛力整備

わが国の財政状況に鑑みて、これまで述べてきた安全保障の再構築に伴う予算措置、財源をどう賄うかが課題となる。

アジア太平洋地域の情勢や、シーレーンの安全確保の観点から、海上や航空面での防衛体制強化の必要性が増している。その財源手当てとしては、既存の防衛予算内での選択と集中、既存の防衛力の弾力的運用によって賄うことを、まず考えるべきである。

一方、近隣諸国の防衛費の推移、具体的には増大傾向に鑑み、日本における防衛予算規模自体についても、検討することを避けられないのではないか。

1991年から2011年にかけて、各国の防衛費は中国の590%を筆頭に、倍増、またはそれ以上の伸びを示している⁹。その間、日本の防衛費は、米国ドル建てでは、1991年に初めて500億ドルを越えて以来、2011年の545億ドルまで20年間で7.9%の増加にとどまっている。円建てで見た場合は、直近10年は実質減が続いている。

これは「防衛費のGDP1%枠」という制約の結果と言えようが、国際情勢、そしてマクロ経済情勢の変化を顧みず、過去の政治的決定を絶対視するような対応は適切とは言えない。

地域的な防衛力のバランスや抑止力の視点から、必要な予算規模について検討し、節度ある防衛力整備を促進すべきである。

7. 「人間の安全保障」のための日本のコミットメント

安全保障の目的は、国家の安全を保障することに加え、一人ひとりの人間の安全を保障すること、すなわち「人間の安全保障」にある。しかしながら、現実には、著しい貧困、内乱や紛争等により、「人間の安全保障」が達成されていない国や地域も残されている。このような現状に対し、日本は「人間の安全保障」という価値を追求し、貧困削減、グローバルヘルス（国際保健）の推進、生活水準の向上に向けて、積極的なコミットメントを示して行くべきである。

そうした取り組みにより、紛争、テロ等の潜在的リスクの低減が期待されることに加え、人々の生活水準の向上によって、経済という各国の共通利益の共有と拡大が進むことも期待される。このような観点から、また、特に日本の成長の源泉、経済活動の基盤がありとあらゆる地域・国と深く結び付いているからこそ、国連の平和維持活動や外交努力を通じて、世界の平和と安定に積極的に貢献することが日本の責務である。

⁹ 中国 585%、韓国 97%、シンガポール 141%、豪州 71%、インド 170%の増加。
（出所：ストックホルム国際平和研究所）

8 . おわりに

われわれが求める「安全保障体制の刷新」とは、実効性ある自衛と国益の保護という観点から、現憲法の枠内において実行可能な形で、政策的・制度的な制約や不備を無くし、安全保障に関わる国際的規範や共通理解との齟齬を縮小することに他ならない。

そのようにして、独立国家としての本来的な責任を果たし得る体制を整備することにより、初めて、主体的な意思決定と、柔軟性を持った多国間協力への関与が可能になる。

安全保障に関わる体制・能力の整備は、危機に対する未然の備えに過ぎず、民主主義の下での政治的な意思決定なくしては、用をなさない。

したがって、国内外における個々の事態にどう対処するかは、平和を希求する国民の意思を基底に、日本や地域の総合的な利益の観点から、政治が最適な判断を行い、決定していくものである。

憲法の理念を踏まえつつも、日本を取り巻く現実を直視して、「わが国の安全のために何が必要か」という本質的な問いに対し、今こそ政治が決断を示すべき時であり、政治に課せられる責任は一層の重みを増している。国家存続の基盤となる安全保障政策については、熟慮と継続性、一貫性ある取り組みを強く求めたい。

国家の安全保障とは、突き詰めれば国民すなわち「人」の安全と生きる基盤を守ることに他ならない。これまで日本が自らに課してきた非現実的な制約を解き、現実を直視し、「人」を守ることが出来る実行可能な体制を速やかに実現すべきと考える。

以上

(補足資料)

主要国の防衛費と対歳出総額の比率

通貨単位 下段の斜字は 円換算額(10億円)	歳出総額	防衛費		社会保障費		年度
		実額	比率	実額	比率	
日本 10億円	90,333.9	4,713.5	5.2%	26,390.1	29.2%	2012
中国 百万人民元	8,987,416 113,996	533,337 6,763	5.9%	913,062 11,578	10.2%	2010
米国 10億米ドル	3,717 296,691	709 56,592	19.1%	1,506 120,209	40.5%	2012
韓国 兆ウォン	325.4 23,103	33.0 2,343	10.1%	107.1 7,604	32.9%	2012
豪州 百万豪ドル	376,271 31,106	21,559 1,782	5.7%	131,656 10,884	35.0%	2012-2013

(出所:各国政府資料)

アジア太平洋主要国の防衛費実額の推移と GDP 比率

(単位は 百万米ドル)	1991	2001	2005	2008	2011	増減率		GDP 比率 2011
						1991 2011		
日本	50,542	55,376	55,330	53,159	54,529	8 %		1.0%
中国	18,860	41,176	64,726	96,663	129,272	585 %		2.1%
米国	448,806	385,142	562,039	629,095	689,591	54 %		4.7%
韓国	14,321	18,988	22,791	26,297	28,280	97 %		2.7%
台湾	10,074	8,590	8,300	8,932	8,888	-12 %		2.1%
フィリピン	1,694	1,973	2,145	2,391	2,225	31 %		4.1%
シンガポール	3,447	6,574	7,576	7,998	8,302	141 %		3.7%
豪州	13,406	16,089	18,413	21,341	22,955	71 %		1.9%
インド	16,410	26,741	33,690	38,987	44,282	170 %		2.7%

(出所:ストックホルム国際平和研究所)

2012年度経済同友会安全保障委員会

(順不同・敬称略)

委員長

加瀬 豊 (双日 取締役会長)

副委員長

遠藤 隆雄 (日本オラクル 取締役 代表執行役社長 最高経営責任者)
北沢 利文 (東京海上日動あんしん生命保険 取締役社長)
渋澤 健 (日本国際交流センター 理事長)
鈴木 幸一 (インターネットイニシアティブ 取締役社長)
武藤 光一 (商船三井 取締役社長執行役員)
山脇 康 (日本郵船 顧問)

委員

荒尾 泰則 (新日本有限責任監査法人 副理事長)
飯塚 洋一 (パリュウコマース 取締役社長執行役員)
伊藤 秀俊 (オックジフキャピタルマネジメント 顧問)
上村 多恵子 (京南倉庫 取締役社長)
岡本 昂 (保土谷化学工業 取締役会長)
尾崎 弘之 (パワーソリューションズ 取締役)
小野 俊彦 (日新製鋼 相談役)
金澤 薫 (スカパーJSAT 顧問)
金重 凱之 (国際危機管理機構 取締役社長)
河合 豊 (フライングフィッシュサービス 取締役社長)
河合 良秋 (キャピタル アドバイザーズ グループ 会長)
神崎 泰雄 (マッコリーキャピタル証券会社 顧問)
菊池 哲郎 (毎日新聞社 客員編集委員)
木原 康 (長寿介護センター 取締役)
桐原 敏郎 (日本テクニカルシステム 取締役社長)
高乗 正行 (チップワンストップ 取締役社長)
小島 秀樹 (小島国際法律事務所 弁護士・代表パートナー)
酒井 重人 (ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店副社長)
篠崎 雅美 (日本航空電子工業 相談役)
篠辺 修 (全日本空輸 取締役社長)
島田 一 (金融ファクシミリ新聞社 取締役社長)
清水 雄輔 (キッツ 名誉最高顧問)

正 田 修 (日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
 菅 野 健 一 (リスクモンスター 取締役会長兼 CEO)
 瀨 古 茂 男 (明電舎 特別顧問)
 瀨 山 昌 宏 (インターエックス 取締役社長)
 給 田 英 哉 (ARK HILLS CLUB 専務理事)
 高 木 真 也 (クニエ 取締役社長)
 高 橋 亨 (グロービス マネジング・ディレクター)
 高 橋 衛 (HAUTPONT 研究所 代表)
 竹 尾 稔 (竹尾 取締役社長)
 多 田 幸 雄 (双日総合研究所 取締役社長)
 田 中 將 介 (三菱総合研究所 相談役)
 田 幡 直 樹 (エム・アイ・コンサルティンググループ 会長)
 坪 内 和 人 (エヌ・ティ・ティ・ドコモ 取締役副社長)
 手 納 美 枝 (アカシアジャパン・デルタポイント 代表取締役)
 外 村 仁
 富 田 純 明 (日進レンタカー 取締役会長)
 内 藤 碩 昭 (三菱東京 UFJ 銀行 名誉顧問)
 長 江 洋 一 (六興電気 取締役兼代表執行役社長)
 中 嶋 洋 平 (日油 相談役)
 西 山 茂 樹 (スカパーJSAT ホールディングス 取締役会長)
 萩 原 敏 孝 (小松製作所 特別顧問)
 外 立 憲 治 (外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)
 畑 川 高 志 (オリバーワイマングループ シニア・アドバイザー)
 波多野 敬 雄 (学習院 院長)
 濱 岡 洋一郎 (NS ホールディングス 取締役社長)
 林 明 夫 (開倫塾 取締役社長)
 樋 口 智 一 (ヤマダイ食品 取締役会長兼社長)
 廣 岡 哲 也 (フージャースコーポレーション 代表取締役)
 廣 瀬 修 (サーベラス ジャパン アドバイザリーボード ヴァイス
 チェアマン)
 グレン・S・フクシマ (Center for American Progress シニア・フェロー)
 古 田 英 明 (縄文アソシエイツ 代表取締役)
 増 田 宏 一 (日本公認会計士協会 相談役)
 増 淵 稔 (日本証券金融 取締役会長)
 松 居 克 彦 (松居アソシエイツ 代表)
 間 塚 道 義 (富士通 取締役会長)
 茂 木 賢三郎 (キッコーマン 特別顧問)
 森 哲 也 (日栄国際特許事務所 代表社員・所長・弁理士)
 安 永 雄 彦 (島本パートナーズ 取締役社長)

吉 村 幸 雄 (シティグループ・ジャパン・ホールディングス 執行役員
ガバメント・アフェアーズ担当)
林 原 行 雄 (シティグループ・ジャパン・ホールディングス 常任監査役)
涌 井 洋 治 (日本たばこ産業 特別顧問)
和 田 裕 (日本イノベーション 取締役社長)
鰐 淵 美恵子 (銀座テラーグループ 取締役社長)

以上 72 名

事務局

樋 口 麻紀子 (経済同友会 政策調査第 3 部次長)
奥 智 之 (経済同友会 政策調査第 3 部担当部長)